

令和2年 12月
国 土 交 通 省
海 事 局 檢 查 測 度 課

船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部改正について

1. 背景

危険物の海上運送に関しては、国際海事機関(以下「IMO」という。)において採択された「1974年の海上における人命の安全のための国際条約」(SOLAS条約)及び同条約に基づく「国際海上危険物規程」(以下「IMDGコード」という。)により技術基準が定められているところ、我が国においては、IMDGコードの規定内容を「危険物船舶運送及び貯蔵規則」(昭和32年運輸省令第30号)及び「船舶による危険物の運送基準等を定める告示」(昭和54年運輸省告示第549号。以下「危告示」という。)に取り入れて安全規制を実施している。

本年11月に開催されたIMO第102回海上安全委員会(MSC102)において、危険物輸送に関する勧告(第21訂版)を取り入れたIMDGコード第40回改正案が採択されたため、当該改正を国内法令で担保すべく、危告示を改正する。

2. 概要

2-1 IMDGコード第40回改正に伴い、危告示において以下の改正を行う。

- ① ポータブルタンクを用いて深冷液化ガスを運送する場合において、危険物明細書へ使用圧力保持期日を記載する旨を規定する。
- ② リチウム電池を内蔵した機器と交換用電池を同一の容器に収納して運送する場合の要件を新たに規定する。
- ③ 危険物を収納する容器が、小型容器、大型容器、IBC容器のうち複数の容器の性能基準を同時に満たす場合において、重複して容器承認を受けることができる旨を規定する。
- ④ 船内において、各種容器及びポータブルタンクへ危険物の充てん及び当該容器からの危険物の放出を禁止する旨を規定する。
- ⑤ その他所要の改正を行う。

2-2 IMSBC第5回改正に伴い、以下の改正を行う。

- ① 危告示別表第13に掲げられるばら積して運送することができる危険物として、硫化金属精鉱等を追加して規定する。

2-3 その他、以下の改正を行う。

- ① 危告示別表第9に掲げられる船長の許可を受けて持ち込むことができる危険物として、LPGを充てんしたカセットこんろ用燃料容器等を追加して規定する。
- ② 危告示別表第16に掲げられる常用危険物として、窒素酸化物等の放出量を低減させるための装置に使用する薬剤等を追加して規定する。

5. 今後のスケジュール

公布: 令和2年12月下旬

施行: 令和3年1月1日

※IMDGコード改正の発効日は令和4年6月1日であるが、以下の理由からIMDGコード改正の内容を発効日前に国内法令に取り入れることとする。

- ・今般の改正と内容が一部重複する航空における危険物輸送に関する国際規則の改正が令和3年1月1日に発効すること
- ・円滑な危険物輸送を行うためには、輸送モード間の規則の差異を解消すべきであること
- ・IMOもIMDGコード改正の内容を令和3年1月1日から取り入れることを推奨していること